

契 約 書 (案)

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）は、甲の施設「OIST Innovation Core」において、共用ストアの運営業務（以下「本業務」という）を乙に委託することに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的及び業務内容） 1 甲は、OIST Innovation Core の利用者に対して、研究関連物品、文具、施設関連商品、食品等を提供する共用ストアの運営業務を、別紙「仕様書」に定める内容に基づき乙に委託する。 2 乙は、本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守し、甲の施設の秩序と安全に十分配慮しなければならない。

第2条（契約期間） 本契約の契約期間は、契約締結の日から 2027 年 1 月 14 日までとし、甲乙協議の上、1 年単位で更新することができる。ただし、契約期間の通算は業務開始日から起算して 5 年を限度とする。

第3条（運営体制） 1 乙は、有人、無人、またはその併用による運営を選択することができるが、甲の承認を得るものとする。 2 有人運営の場合、日英両言語での接客対応が可能な人員を配置するものとする。

第4条（設備の貸与） 1 甲は、乙が本業務を行うにあたり、OIST Innovation Core 2 のストアスペース (OIC2 103 約 20 m²) 及び倉庫 (OIC2 127 約 6 m²予定) を無償で貸与する。 2 乙は、貸与された設備を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならず、また、本契約書および仕様書に定める目的又は業務内容以外の目的で使用してはならない。

第5条（経費の負担） 乙は、本業務にかかる全ての経費を負担する。ただし、既設の水道及び照明、電源に係る維持費は甲が負担するものとする。

第6条（販売・決済） 1 乙は、以下の決済手段を提供する：クレジットカード、請求書払い（企業対応）、現金。 2 全商品は税込表示とし、インボイス制度に対応するものとする。 3 レシートまたは領収書は紙または電子で即時発行可能とする。

第7条（営業時間等） 乙は、平日（OIST 営業日）9:00～12:00 および 13:00～17:00 を原則とし、イベント等の状況により営業時間を変更する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

第8条（報告及び評価） 1 乙は、甲から求めがあった場合には、販売状況や利用者のフィードバックに関する報告を行うものとする。 2 甲は、乙の業務実施状況を年1回以上評価し、必要に応じて改善要請または契約更新の判断を行う。

第9条（契約の解除） 1 甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反した場合、又は法令に違反した場合には、相手方に通知の上、本契約を解除することができる。 2 甲または乙は、やむを得ない理由により契約の継続が困難であると判断した場合、3か月前までに文書で通知することで、本契約を解除することができる。

第10条（損害賠償） 本契約に基づく義務違反により相手方に損害が発生した場合、当該当事者はその損害を賠償する責を負うものとする。

第11条（原状回復） 本契約の終了時または解除時には、乙は自己の負担により、貸与された設備等を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還するものとする。ただし、甲が特に承認した場合はこの限りではない。

第12条（機密保持） 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相互の機密情報を第三者に開示・漏洩してはならず、本契約終了後も同様とする。

第13条（反社会的勢力の排除） 甲及び乙は、反社会的勢力ではないこと、また関係を有しないことを保証し、違反が判明した場合、何らの催告を要せず本契約を解除できる。

第14条（個人情報の保護） 乙は、本業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならぬ。

第15条（契約に関する紛争の解決） 本契約について、甲と乙との間に紛争を生じた場合には、当該紛争について那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第16条（契約外の事項） 本契約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、誠実に解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれ電子署名を行い、電子ファイルを原本として各自保管する。

2026年〇月〇日

甲 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

理事長 カリン・マルキデス

乙 _____

代表取締役 _____